

## ○長崎市公共交通バリアフリー車両導入事業費補助金交付要綱

令和8年2月18日告示第88号

## ○長崎市公共交通バリアフリー車両導入事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今後も市民が安全・安心・快適に公共交通を利用できる環境づくりを進めるため、通常車両よりも高額となるノンステップ

バス、UDタクシー等のバリアフリー車両を導入する交通事業者に対し、

予算の範囲内において、長崎市公共交通バリアフリー車両導入事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、長崎市補助金等交付規則(昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ノンステップバス 標準仕様ノンステップバス認定要領(平成15年12月26日付け国自技第211号)に基づく認定を受けたバスをいう。

(2) UDタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(平成24年3月28日付け国自旅第192号)に基づく認定を受けたユニバーサルデザインタクシーをいう。

(3) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営む乗合バス事業者をいう。

(4) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営むタクシー事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、

本市内に本社を有する乗合バス事業者又はタクシー事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「補助対象経費」という。)は、ノンステップバス又はUDタクシーの購入(中古の車両又は本市外で主に運行する車両の購入を除く。)に係る経費のうち車両本体及び車載機器類の購入に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、別表左欄に掲げる区分に応じ、購入する車両1台につき同表右欄に定める額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、車両の購入と併せて公共交通の利用促進に

向けた新たな利用者に対する還元施策(以下「利用者還元施策」という。

)を行う場合の補助金の額は、前項の補助金の額に利用者還元施策に要する費用(割引原資、運行欠損額、広告宣伝費等を含む。)を加えた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、別表左欄に掲げる区分に応じ、購入する車両1台につき同表右欄に定める額に2を乗じて得た額を上限とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の期日は、令和8年4月30日とする。

2 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 購入する車両の性能が分かる仕様書等の写し

(2) 購入する車両の見積書の写し

(3) 利用者還元施策に要する費用が把握できる書類(利用者還元施策を行う場合に限り。)

3 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類は、省略するものとする。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に

基づく補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。

)の遂行に支障のない範囲の変更であること。

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項第4号の市長が必要があると認める事項は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、当該補助対象事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して30日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の別に定める期日は、

車両の納品又は利用者還元施策が完了した日から起算して1月を経過した日又は令和9年3月11日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 購入した車両の契約書の写し
- (2) 購入した車両の請求書の写し
- (3) 購入した車両の写真
- (4) 利用者還元施策の実施の状況及びその実施に要した費用が把握できる書類(利用者還元施策を行う場合に限る。)

(取得財産の管理)

第11条 補助対象者は、取得財産(補助対象者が購入した車両をいう。)について、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従い、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた資産の耐用年数とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の規定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表(第5条関係)

区 分		1台当たりの 上限額
ノンステップバス		140万円
UD	認定レベル準1	15万円
タクシー	認定レベル1	10万円